

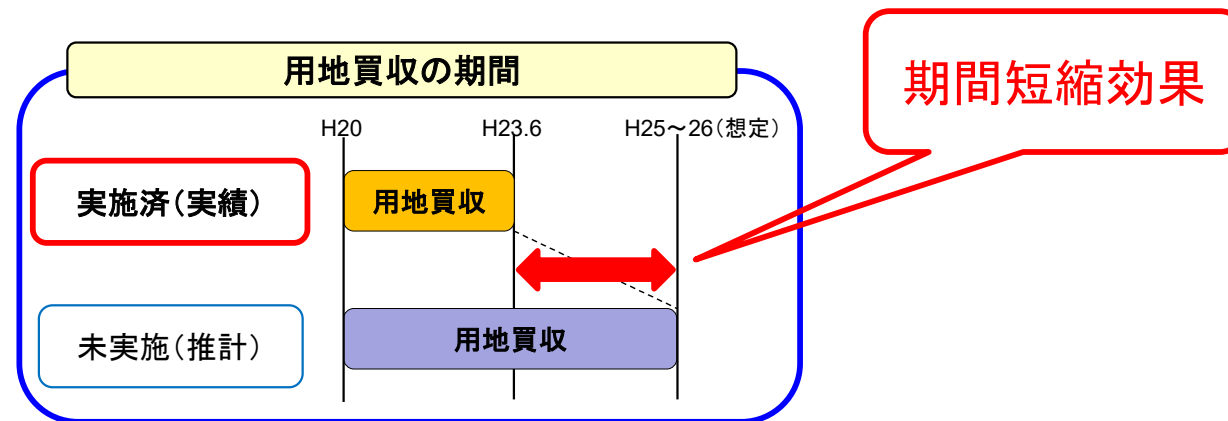
公共事業連携

- 公共事業の実施が予定されている区域において、公共事業に先行して地籍調査を実施することをいいます。
- 地籍調査が先行して実施された場合、法務局に正確な地図及び登記情報が備え付けられると、土地境界の明確化や所有者情報等の把握等がされるため、その後の**用地買収の期間短縮につながるなどの効果**が期待されます。
- 関東地方整備局では、国の事業に先行した地籍調査の実施を関係自治体に働きかけ、現在までに神奈川県内及び埼玉県内で実施されました。(後続の国の事業は現在継続中。)

なお、関東以外の地方整備局では、地籍調査完了済みだったため、後続の公共事業が2年以上の事業期間短縮につながった事例もあります。

〈事業期間短縮の事例〉九州地方整備局

西九州自動車道今福IC～調川IC区間(延長2.6km)では、地籍調査完了済みだったため、2年以上の事業期間短縮につながった。



公共事業と連携した地籍調査の場合、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助(円滑化補助)※を受けることができます。

※公共事業の確実な実施が見込まれれば、円滑化補助の交付対象となります。